

# 安全安心だより

## 千歳市安全で住みよいまちづくり推進協議会

事務局：千歳市市民環境部市民生活課  
防犯・交通安全係 ☎ 24-0263  
FAX 27-3743

### ストップ詐欺被害

令和6年中の全道におけるSNS型投資・ロマンス詐欺被害の認知件数は、176件で、被害総額は約28億円（暫定値）でした。

SNS型投資・ロマンス詐欺は、1件当たりの被害額が1,000万円を超えるなど、被害が高額になる場合が多いのが特徴です。

しっかりと手口を理解して、詐欺の被害から自分と周りの人を守りましょう。

『詐欺電話がきたら#9110』（警察相談電話、24時間受付）

#### 被害に遭わないために

##### ○SNS型投資詐欺とは

相手方が、主としてSNS等の非対面での人を欺く行為により投資を勧め、投資名目で金銭をだまし取る詐欺です。

##### ・気をつけるポイント

- 1 投資先が実在しているのか、国の登録業者か確認する。
- 2 「必ずもうかる」「あなただけ」といった文言に注意する。
- 3 投資を勧めている「著名人」がなりすましてないか確認する。
- 4 投資に関係する「暗号資産」や「投資アプリ」等が実在するか確認する。
- 5 振込先の口座に不審な点はないか確認する。

##### ○SNS型ロマンス詐欺とは

相手方が、SNS等の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭などをだまし取る詐欺です。

##### ・気をつけるポイント

- 1 実際にあつたことがない人からお金の話をされたら注意する。
- 2 「投資」に誘導されたら注意する。

### 千歳警察署管内の犯罪発生状況

(千歳市と恵庭市の合計)

令和6年中の千歳警察署管内における刑法犯認知件数は、801件と前年に比べ77件増加しました。

発生件数では、自転車盗が最も多く、このうち半数以上は無施錠で被害に遭っています。盗難を防ぐには、2か所にワイヤーロックなどを掛ける「ツーロック」が有効です。

暦年	刑法犯 (件)	総 数	内 訳						
			自転車盗	車上 ねらい	部品 ねらい	侵入 窃盗	不同意 わいせつ等	詐欺	その他
令和6年		801	303	47	9	30	7	21	384
令和5年		724	201	21	8	28	4	22	440
増 減		77	102	26	1	2	3	-1	-56

## 道内の暴力団情勢 ～問題解決は早期相談～

令和5年末現在の北海道内における暴力団構成員等の総数は約940人で、このうち暴力団構成員数は約400人、暴力団準構成員等数は約540人となっており、前年に比べ160人減少しました。

### 暴力団対策法で禁止されている主な行為

- スキャンダルや仕事のミス等人的の弱みをネタに「口止め料」の金品を要求する行為
- 企業等に対し、不当に寄附金、賛助金等の金品の贈与を要求する行為
- 飲食店等に対して「あいさつ料」など名目のいかに問わず金品を要求する行為
- 大声を出したり、強引な方法で債権を取り立てる行為
- 借金や代金を支払わない行為
- 交通事故等の示談に介入して、金品等の供与を要求する行為
- 事故や商品の欠陥などを口実に金品を要求する行為



※暴力団等がもっとも恐れていることは、警察に通報されることです。一人で悩まずに早期相談、通報を！

警察では、刑事罰や暴力団対策法の中止命令等の対象となる場合には、これらを適用した徹底した取締りを行っていますので、暴力団員からの不当、不法な要求等でお悩みの方は、千歳警察署などに相談してください。

## 千歳市内の人身交通事故発生状況(高速道路を除く)

令和6年中の市内における人身交通事故件数(高速道路を除く)は160件と、前年に比べ13件減少しました。

特に、車が人に衝突する重大事故が発生しているほか、車同士の追突事故や出会い頭の事故の割合も高くなっています。

車を運転し、交差点を右左折する際は、信号機の有無に関わらず、横断歩道や交差点で横断しようとしている歩行者がいないかをよく確認し、スピードを抑えた運転をしましょう。

同時に、後部座席を含めた全席でシートベルト(6歳未満はチャイルドシートまたはベビーシート)の着用をしましょう。

歩行者は、信号に従う、斜め横断等の危険な横断をしないなどルールを守るほか、「車から自分のことが見えるだろう」「車が止まってくれるだろう」と過信せず、確実に安全を確認し、ハンドサインなどで横断する意思表示をして横断しましょう。

また、自転車は、乗車用ヘルメットを着用し、交通ルールを守って運転しましょう。

交通事故 暦年	人身事故 件数(件)	亡くなられた方 (人)	けがをされた方 (人)
令和6年	160	1	186
令和5年	173	4	211
増減	-13	-3	-25

### 令和6年11月1日から 道路交通法が改正されました。

- ・自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」
- ・「自転車の酒気帯び運転及びほう助」が新たに罰則の対象となりました。